

宝塚市立スポーツ施設条例（抜粋）

（指定管理者の指定）

第18条 委員会は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事由があると認める場合を除き、公募するものとする。

2 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書にスポーツ施設の管理に係る業務に関する事業計画書その他の教育委員会規則で定める書類（以下「事業計画書等」という。）を添付して委員会に提出しなければならない。

3 委員会は、次に掲げる事項を基準として、前項の規定により指定の申請を行ったものを総合的に審査し、スポーツ施設の管理を行わせるに最適な法人その他の団体を候補者として選定し、指定管理者に指定するものとする。

（1） 利用対象者の平等な利用を確保できるものであること。

（2） 事業計画書等の内容がスポーツ施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。

（3） スポーツ施設の管理を安定して行う能力を有していること。